**博仁会川中島桜荘　地域密着型介護老人福祉施設**

利用料金

（1）基本料金

①　施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

ご利用者の負担は1単位を１０．１４円で乗じた１割（２、３割）負担分となります。

＜ユニット型地域密着型介護福祉施設＞　ユニット型個室

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 利用料 | 個別機能訓練加算 | 栄養マネジメント加算 | 看護体制加算（Ⅰ） | 看護体制加算（Ⅱ） | 日常生活継続支援加算 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |
| 要介護1 | 646単位 | 12単位 | 14単位 | 12単位 | 23単位 | 46単位 | 所定単位に8.3%を乗じた単位数 | 所定単位に2.3%を乗じた単位数 |
| 要介護2 | 714単位 |
| 要介護3 | 787単位 |
| 要介護4 | 857単位 |
| 要介護5 | 925単位 |

なお、施設利用料は、低所得者に関わる減免措置があります。又、外泊・入院等により利用料が若干変わります。

　　　　②　加算

　　　　　・初期加算　　30単位（入所した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位。

30日を超える病院等への入院後に再び入所した場合も同様。）

　　　　　・外泊加算　246単位（外泊された場合に外泊の初日と最終日以外は、上記施設利用料に代えて、1ヶ月につき6日間を限度として、1日につき246単位）

・療養食加算　6単位／回（厚生労働大臣が定める療養食を提供した時）

＜厚生労働大臣が定める療養食＞

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

・経口移行加算　　28単位（現に経管により食事を摂取している入所者の方に経口移行計画を作成し、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われたとき。計画が作成された日から起算して180日以内の期間。）

・経口維持加算　Ⅰ　400単位／月（現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を

有し、誤嚥が認められる入所者に対して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合。）

　　　　　　　　Ⅱ　100単位／月（経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の

経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事観察及び会議などに、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合）

　　　　　　　　（Ⅰ･Ⅱ共に算定は原則、計画書を作成した日から6月以内）

・看取り介護加算　　死亡日以前4日以上30日以下：144単位/日

　　　　　　　　　　死亡日の前日及び前々日：680単位/日

　　　　　　　　　　死亡日：1,280単位/日

　　　　　　　　　　　　　　＊　医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。（死亡前30日を限度として、死亡月に加算）

　　　　　　　　　　　　　　＊　退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

* 1. その他の料金
     1. 居住費（一日当たり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 負担限度額 | | | 当施設費用額 |
|  | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 |
| ユニット型個室 | 820円 | 820円 | 1,310円 | 2,244円 |

* + 1. 食費（一日当たり）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 負担限度額 | | | 当施設費用額 |
| 利用者負担第1段階 | 利用者負担第2段階 | 利用者負担第3段階 | 利用者負担第4段階 |
| ３００円 | ３９０円 | 650円 | 1,632円 |

* + 1. 理美容代　　　　2,000円
    2. 特別食代　　　　実費
    3. 教養娯楽費　　　実費
    4. 日常生活費　　　実費
    5. 個人電気代　　　1,000円